

# 独立行政法人製品評価技術基盤機構受託規程

制定 平成13年 4月 1日  
最終改正 令和 3年 3月25日

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）における業務の受託に係る契約に関する事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、「受託業務」とは、機構が国その他機構以外の者（以下「委託者」という。）の委託を受けて行う契約（以下「受託契約」という。）に基づいて行う業務をいう。

## (適用)

第3条 受託契約事務の取扱いについては、独立行政法人製品評価技術基盤機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）、会計規程（財会一法A一会計規程）に定めるほか、この規程の定めるところによる。

## (受託基準)

第4条 受託業務は、業務方法書第22条に基づき行わなければならない。

## (受託責任者)

第5条 理事長は、受託責任者に受託業務に関する事務を行わせることができる。

2 前項に定める受託責任者の職制及び事務範囲は、職務権限及び決裁基準規程（企画一法A一職務権限）別表1-20【財務会計分野（受託）関係】に掲げる「決裁を要する文書等」及び最終専決処理決裁者とする。

3 受託責任者は、所属の職員に前項に定める事務についての補助を行わせることができる。

## (受託業務の応募等)

第6条 受託責任者は、委託者から依頼を受け受託業務を行う場合は、理事長の承認を得なければならない。ただし、法令等で機構に委託することが定められている場合はその限りでない。

2 受託責任者は、委託者が公募する受託業務へ応募する場合は、理事長の承認を得なければならない。ただし、当該受託事業で再委託先又は外注先を決定した上で応募する必要がある場合には、契約審査委員会要領（財会一法B一契約委員会）第5条第7項に規定する審査を受けなければならない。

3 前項の公募が競争入札の場合には入札金額を算定し、併せて入札を委任する者を指名して理事長の承認を得るものとする。

4 第2項の規定により応募を決定した場合の手続は、次号のいずれかによる。

一 委託者が競争入札により受託者を決定する場合は競争入札に参加

二 委託者が競争入札によらず企画競争等により受託者を決定する場合は公募への応募

## (再委託による受託業務)

第7条 受託責任者は、受託業務の一部を機構以外の者に行わせる（以下「再委託」という。）場合には、委託者との契約に基づき行うこととする。ただし、当該契約に必要な手続が定められていないと判断した場合には、委託規程（財会一法B一委託規程）の規定に準じて必要な措置を取ることができる。

(受託業務の決定)

第8条 第6条第1項に規定する受託業務は、同条同項による承認を得た後、委託者に当該業務を受託する旨を申請等で通知することにより決定する。

- 2 第6条第4項第一号に規定する受託業務は、同条第2項による承認を得た後、当該業務の競争入札で落札した場合決定する。
- 3 第6条第4項第二号に規定する受託業務は、同条第2項による承認を得た後、当該業務の企画競争等で委託者の発行する採択通知書等の通知を受けた場合決定する。

(受託契約)

第9条 受託責任者は、前条各項に基づき業務の受託を決定した場合には、委託者と受託契約を締結しなければならない。

- 2 前項の受託契約は、委託者の公募要領等に提示された契約書案によるものとする。ただし、当該公募要領等に契約書案が提示されていない場合には、受託契約書で次の各号に掲げる事項を定めることとし、特段の事情がある場合は、委託者との協議により、次の各号に掲げる事項の一部を省略し、又は新たな事項を追加するものとする。

- 一 受託業務の題目
- 二 受託業務の目的及び概要
- 三 受託業務の実施場所及び実施方法
- 四 受託業務の開始及び終了の時期
- 五 受託料の額及びその納付の方法

※分割して納付させることとした場合は、受託契約締結後60日以内に総額の30%以上の金額を納付させることとし、受託業務終了後60日を経過する日までに全額を納付させることを必要条件とする。

- 六 受託料が適正に支払われないときの措置
- 七 受託業務の遂行が困難となった場合の措置その他契約の変更又は解約の条件
- 八 受託業務の再委託に関する事項
- 九 成果の報告に関する事項
- 十 受託業務により取得した特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「工業所有権」という。）及び当該工業所有権を受ける権利等並びに著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（以下「知的財産権」という。）の帰属等に関する事項
- 十一 機構が受託業務により製造し又は取得した土地、建物、工作物及び工具器具備品の帰属（以下「設備等」という。）に関する事項
- 十二 契約の更新に関する事項（必要な場合）
- 十三 その他必要な事項

- 3 前2項の規定は、契約の内容を変更しようとする場合に準用する。
- 4 受託責任者は、前3項により受託契約を締結した場合には、収入管理規程（財会一法B-収入規程）第5条第1項第一号に規定する収入発生管理者（以下「収入発生管理者」という。）へ通知しなければならない。

(受託業務の経費算定)

第10条 前条に規定する受託契約の締結に当たっては契約金額を算定することとし、その算定額は、当該受託業務の実施に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該受託業務に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合計額とする。

- 2 前項の直接経費及び間接経費の算定基準は別表1のとおりとする。ただし、これによりがたい

場合は理事長の承認を得るものとする。

(受託料の納付等)

- 第11条 出納事務規程(財会一法B一出納規程)第3条第1項第一号に規定する債権管理責任者(以下「債権管理責任者」という。)は、受託契約締結後、当該契約に従い速やかに受託料を委託者に納付させるものとする。
- 2 債権管理責任者は、委託者が納付し、又は納付すべき受託料については、原則として返還又は免除しない。ただし、契約書に返還又は免除に関する規定がある場合は、それに従うこととする。

(受託業務が複数年にわたる場合の受託契約等)

- 第12条 受託責任者は、受託業務が複数の事業年度にわたると予想される場合には、理事長の承認を受けて複数年契約又は自動更新方式の単年度契約を締結することができる

(契約の解除等)

- 第13条 受託責任者は、次の各号の一に該当する場合は、理事長の承認を得て受託業務を中止し、又は受託契約を解除することができる。
- 一 委託者が定められた期日までに受託料を納付しない場合
  - 二 天災その他のやむを得ない事由により、受託業務の遂行が困難となった場合
  - 三 委託者より当該事業の中止の申出があった場合

(受託業務の報告等)

- 第14条 受託責任者は、受託業務が終了し、又は中止したときは、その旨を委託者に報告するものとする。
- 2 受託責任者は、前項の報告を受けて委託者が行った検査の内容及び経費確定額を記載した書類を委託者に提出させなければならない。
- 3 受託責任者は、前2項による書類の写しを収入発生管理者へ送付しなければならない。

(成果の公表)

- 第15条 受託責任者は、受託契約に特別の定めがある場合を除き、受託業務の成果を公表することができる。

(委託研究員等)

- 第16条 受託責任者は、必要があると認めるとき、受託契約の範囲内で委託者が派遣する職員を、委託研究員又は試験研究の補助者として受託業務に従事させることができる。

(知的財産権)

- 第17条 受託業務(国からの受託業務を除く。)の実施に伴う発明等の成果に係る知的財産権は、受託契約に特別の定めがない限り機構に帰属するものとする。

(設備等の所有権)

- 第18条 受託業務により取得した設備等は、受託契約に特別の定めがない限り機構に帰属するものとする。

(適用除外等)

- 第19条 受託責任者は、委託者が国、地方公共団体、特殊法人若しくは独立行政法人の場合又は特段の事情があると認める場合は、本規程の一部を適用しないことができる。
- 2 受託責任者は、本規程に定める事項のほか、受託業務の実施に関し必要があると認める事項を、委託者との合意により別に定めることができる。

(本規程の管理部署)

第20条 本規程の管理部署は、企画管理部財務・会計課とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年2月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年3月25日改正し、同日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年3月10日改正し、同日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年3月31日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月23日改正し、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 3 月 27 日改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 30 年 3 月 15 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 受託業務等経費算定基準

1. 機構の受託業務に必要な経費は、次に掲げる直接経費及び間接経費の合計額とする。
  - 一 直接経費  
受託業務に必要な備品費、消耗品費、人件費、光熱水料、旅費、その他の当該受託業務の遂行に直接必要となる経費
  - 二 間接経費（一般管理経費を含む。）  
機構の業務能力の涵養、当該受託業務の管理に必要となる経費として、次の計算式により算出した額
    - ア 国、地方公共団体、特殊法人若しくは独立行政法人からの委託又は再委託である場合  
[計算式] 直接経費×15%
    - イ アに掲げる国又は機関からの委託又は再委託であって、その委託資金が「科学技術基本計画（平成13年3月30日）閣議決定」に定める、競争的資金である場合  
[計算式] 直接経費×30%
    - ウ ア、イ以外の場合  
[計算式] 直接経費×30%
2. 直接経費のうち、職員等の一泊あたりの人件費等の単価については次の基準による。
  - 一 常勤職員については、別表1付表「常勤職員区分単価表」に記載された時間単価に7.75時間を乗じて得た額（円未満切り捨て）
  - 二 非常勤職員については、別表1付表「単価算出法4.」による時間単価に7.5時間を乗じて得た額（円未満切り捨て）
  - 三 労働者派遣契約により派遣された者については、派遣契約額によるものとする。
3. 常勤職員の人件費単価については、原則毎年度単価見直しの検討を行う。

## 常勤職員区分単価表

区 分	単 価 (時間)
部長、本部長、 センター所長、監査室長、 情報統括官、参事官、 技 監、次 長、 センター長、支 所 長、 上席参事官 任期付研究員法 1 号研究員 (4 号俸以上) 専門スタッフ職 (2・3 級)	6, 270 円
課 長、参事官 専門スタッフ職 (1 級)、 任期付研究員法 1 号研究員 (2・3 号俸)	6, 010 円
専 門 官、研究専門官 主 査、研究主 査 任期付研究員法 1 号研究員 (1 号俸)	5, 310 円
主 任、研究主任 任期付研究員法 2 号研究員	3, 730 円
上 記 以 外 の 職 員	2, 920 円
全 職 員 平 均	4, 180 円

## 単価算出方法

## 1. 単価算出対象者

単価算出時の前年度末日の勤務職員（年度途中の転入・復職者、休職、産休及び育児休業を除く。）

## 2. 計算式

（上記区分別の単価算出対象者の給与等支給総額＋法定福利費の割合を乗じて得た額）  
÷区分別対象者数÷要勤務日数÷7.75時間＝時間単価（十円未満四捨五入）

## 3. 法定福利費の割合（常勤職員）

国家公務員共済組合	掛金率	本人負担分	法定福利費 (事業者負担 分の率)	
短期掛金	7.004	3.502	3.502	%
介護掛金	1.56	0.78	0.66	%

長期掛金 (厚生年金保険料)	18.3	9.15	9.15	%	
長期掛金 (退職年金掛金)	1.50	0.75	0.75	%	
長期掛金 (経過的公務上給付負担金)	0.03	0	0.03	%	
子ども・子育て拠出金	0.34	0	0.36	%	
計	28.734	14.182	14.452	%	←主査以上の 単価に適用
(介護掛金除く計)	27.174	13.402	13.792	%	←主任以下の 単価に適用

4. 非常勤職員については、機構の「非常勤職員の給与等に関する規程」に基づき支給された支給総額に当該非常勤職員が加入している法定福利費の割合を乗じて得た額を加え、勤務日数及び一日の勤務時間（7.5時間）で除して得た単価（十円未満四捨五入）

5. 法定福利費の割合（非常勤職員）

健康保険・厚生年金保険・雇用保険	掛金率	本人負担分	法定福利費 (事業者負担分の率)	
健康保険料率	9.87	4.935	4.92	%
介護保険料率	1.79	0.895	0.90	%
厚生年金保険料率	18.30	9.15	9.15	%
子ども・子育て拠出金	0.34	0	0.36	%
雇用保険料率	0.90	0.30	0.60	%
計	31.20	15.28	15.93	%
(介護掛金除く計)	29.41	14.385	15.03	%

注：各非常勤職員が加入する保険等により法定福利費の割合は異なる。